下記の項目に付いて、お答えください。

1. 当会は昨年「東海第二原発の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定」を求め、茨城県 へ直接請求を行いましたが、県議会で否決されました。 この点についての見解をお聞かせください。

大井川県知事は、条例案提出に意見をつけず、不誠実だと思いました。

条例案制定に反対した県議は、反対理由の一つとして「3条件論」を出しました。①安全性の検証、②実効性ある避難計画の策定、③県民に情報提供、の3条件が整った後に、県民に再稼働の是非を問うという論で、県民投票実施のための3条件がまだ整っていないというものです。しかし、「3条件論」は条例制定を拒むために持ち出されたものであり、私は制定されるべきだったと考えます。

2. 今後, 東海第二原発の再稼働についての同意が求められた場合, 東海村長として村民の意思をいつ・どのように確認するお考えですか?

原電は、東海第二原発の再稼働対策工事完了を 2022 年 12 月とする工程表を発表しながら、「再稼働を決めた訳ではない」などと言いわけして、新安全協定にもとづく 6 市村との協議開始をできるだけ後へずらそうとしています。

一方の新安全協定の締結自治体の首長も、事前了承の根拠となる住民意思をいつ、どのようにして確認するのかを明らかにしていません。山田東海村長はその一人であり、人口 27万人を擁する水戸市の高橋市長は、「再稼働是非の判断をする時期は、事業者のスケジュールにこだわらない」(東京新聞、2021 年 5 月 3 日)と答えています。

しかし、2021年6月、再稼働した美浜3号機のこれまでの経過を見れば、東海第二原発 に係る新安全協定締結自治体首長のこのような態度、考えは、現実を見ない考えであること は明確です。

美浜3号機の場合,2021年1月,「実効性ある避難計画」とはとても言えない避難計画が 策定され,関西電力は地元自治体の事前了解もない段階で,再稼働対策工事完了4ヶ月後に 再稼働するという工程表を発表し,6月,再稼働しました。

原電が、工事完了の数ヶ月後に東海第二原発の営業運転を計画していることは明らかです。6市村は、2022年9月に予定している「系統の機能・性能を原子炉で発生させた蒸気を用いた試運転等で確認、総合的な性能を確認する検査」(実質的な再稼働)までに、原電から事前了解を求められ、そのための協議に入ることになるはずです。

これらを考え合わせれば、村民の意思確認は、「東海第二原発の再稼働についての同意が

求められた場合」まで待っていては遅すぎます。私は、村長に就任すれば、すぐに準備に取りかかります。村民意思の確認方法としては、全村民の意思を正しく把握する方法を検討します。

3. 今後、「東海第二原発の再稼働の賛否を問う住民投票条例の制定」の直接請求が東海村民からあった場合、村長としてどのような意見を付けるお考えですか?

東海第二原発の再稼働に反対の意見を付けます。

ご協力ありがとうございました。 8月25日(水)までに返信いただきますよう宜しくお願いいたします。